

令和5年第15回(臨時会)

厚真町教育委員会会議録

1 開会

令和5年12月 7日(金) 9時00分

2 閉会

令和5年12月 7日(金) 9時30分

3 出席委員の氏名

遠藤 秀明 長門 茂明 金光 えり 池川 徹 日西 大介

4 委員及び傍聴人以外の会議出席者氏名

生涯学習課長 阿部 雄史  
生涯学習課参事 乾 哲也  
生涯学習課参事 作田 和彦

5 会議録署名委員の指名

(金光 えり)

(池川 徹 )

6 議 案

議案第1号 厚真町生活会館条例の一部改正について (別冊1)

【質疑】

池川委員 : 指定管理者制度についての情報は自治会長に伝えているのか。

乾参事 : 伝えていない。これまで管理してきた各自治会が指定管理がもっとも条件が良いといったことで随意契約で継続して管理をお願いしたいと考えている。

教育長 : 4月から全22館を指定管理者制度を導入するという意味ではない。自治会の皆さんと指定管理制度で運営することが可能か

を協議しながら説明し進めて、指定管理が可能な所は移行していく。今後のスケジュールは一律にするというわけではない。基本的には、単独の自治会ごとにあるマナビィハウス、生活会館をそれぞれの自治会に指定して委託するという形でやっていくという前提である。

池川委員：業務委託で収益の流れを改善するために行うのに、指定管理を承諾しない所は、流れが不正となり改善されないのでは。どちらを選ぶかを説明しないと改善されないで終わるのでは。

教育長：しっかりと説明していく。指定管理を可能とする判断は自治会が行い、良いとなった場合のみ指定管理者制度に移行し、条例に基づいてやりとりする。

池川委員：毎年、自治会も役変わりしていくので、指定管理諸制度をしている自治会には、新しい自治会長には目を通してもらって承諾印をもらうなど、更新型で行えるように資料に残した方がいいのでは。

乾参事：指定管理で今想定している年数は5年。その都度、会計監査として資料に基づいた収支報告書で確認、引継しながら進めていきたいと思う。

池川委員：指定管理者の瑕疵があった場合は、賠償を受けることになるのか。

乾参事：元々町有財産の為、建物は町の保険もあるが、なんらかの事故が発生した場合の保険や賠償責任についても両者協議の上、説明していく。議会の承認が必要なため、議会のタイミングを見計らいながら、指定管理に移行していく準備として、条例を改正させていただきたい。

池川委員：公民館、マナビィハウスを持っている自治会で世帯数が一番多い自治会はどこなのか。

教育長：本郷団地が一番多い。

池川委員：指定管理に移行するのであれば金額を補助するなどして保険を掛けるなどの条件にしてはどうか。

教育長：主催者によって保険の対象が変わるが、自治会主催が町の総合賠償に該当するか確認する。もし、該当するのであれば第三者の場合に事故などあった場合に該当する保険を紹介する。

池川委員：過去にゴミステーションが風で飛ばされ車を傷つけた例があった。町からは、管理が自治会であるため、町の保険は使えないといったことがあった。ゴミステーションが自治会の責任になるという感覚が自治会に無い。

教育長：当時は自治会が所有物として購入し、町が補助した。その経緯で保険が使えなかったのでは。あくまでも、ゴミステーションは自治会の所有物となっている。

池川委員：自治会管理であるという認識が違うため、教育委員会ではないが、自治会管理であるという事を知ってほしい。

教育長：責任、会館の管理などについては自治会に説明していく。

## 7 その他

(1) 令和5年度歳末たすけあい運動のご協力について

【質疑】

なし

## 8 次回委員会の開催日程

・12月21日(木)午後2時30分(予定)

## 9 閉会

厚真町教育委員会会議規則第18条の規定により署名する

令和 年 月 日

教育長

令和 年 月 日

署名委員

令和 年 月 日

署名委員

令和 年 月 日

生涯学習課長（調製）